

# 「2014年度研究助成」研究結果（概要）報告

一般社団法人日本内部監査協会

研究助成は、一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2014年度に助成金給付対象となった下記4件のうち3件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。うち1件につきましては、次号以降に掲載させていただく予定です。

## 「2014年度研究助成」助成金給付対象案件（敬称略）

申請者（所属先・職位：2014年9月現在）	研究課題
重田 麻紀子（青山学院大学大学院会計 プロフェッション研究科 准教授）	企業統治体制における監査主体の独立性と内部監査部門との関係
篠田 朝也（北海道大学大学院経済学研 究科 准教授）	リスク・マネジメントに資する内部監査に関する調査研究
張 笑男（長崎大学経済学部 助教）	内部統制システムの構築と監視義務違反に関する米国判例法の調査研究
林 孝宗（新潟経営大学経営情報学部経 営情報学科 助教）	オーストラリアにおける株式会社のガバナンスに対する行政機関の監督について—オーストラリア証券投資委員会の役割—

## 研究テーマ：リスク・マネジメントに 資する内部監査に関する 調査研究

北海道大学 大学院経済学研究院 准教授  
篠田 朝也

キーワード：内部監査、リスク・マネジ  
メント、C S A（Control Self-  
Assessment）

貴協会からの助成を得て、「リスク・マネジ  
メントに資する内部監査に関する調査研究」  
を行った。

本研究課題では、約10社への訪問調査を通

じて、「リスク・マネジメントに資する内部監  
査」の具体的な取り組みの成果と課題を明ら  
かにしようと試みた。調査結果から、各社が  
関連する様々な課題を抱えていることを確認  
したが、各社の内部監査の具体的実務はもと  
より、その目的、位置づけ、組織の規模、予  
算に至るまで、あまりに多様であるという点  
に驚かされた。一方で、各社に共通して見ら  
れた課題は、現業部門でのリスク・マネジメ  
ント機能の向上の促進であった。本来、リス  
ク・マネジメントを実施する主体は現業部門  
自身であるが、現業部門にとって、それも主  
たる業務の一部であるという意識は概して低  
く、理解も十分ではない。かかる調査結果を  
鑑みて、現業部門の関係者がリスクの統制状

況を自ら評価しようとするCSA（Control Self-Assessment：統制自己評価）の取り組みについてより一層立ち入った検討をすべきであるという点に注目するに至った。しかし、このCSAについて調査を進めると、その目的や活動のあり方もまた多様であった。

とはいえ、いくつかの特徴的な事実を把握することができた。例えば、内部監査部門の監査業務の効率性を高めるためという明確な目的、内部監査担当者の成長の促進や動機づけの向上のためという目的、あるいは、内部統制体制の構築（導入）のためという目的な

ど、いくつかの特徴的な実施目的観があることや、アンケート方式のCSAについては導入後しばらくすると制度疲労を起しがちであることなどである。今後は、これらの調査結果を、さらに類型化したり、特に特徴的なケースを分析するなどして取りまとめていきたい。

なお、幸運にも貴協会からは、本研究課題の継続研究を2017年度以降に実施することも認めていただいた。今しばらく、本研究に関連する研究を引き続き実施し、まとまった成果を公表できるように準備を進めていきたい。

## 研究テーマ：内部統制システムの構築と監視義務違反に関する米国判例法の調査研究

長崎大学 准教授  
張 笑男

キーワード：監視義務、内部統制システム、誠実義務

近年、日本においては、取締役及び監査役の、他の役員ないし従業員に対する監視義務違反の責任が問われる事例が注目を浴びるようになってきている。このような社会状況に対応して、平成17年施行の会社法により、大会社と委員会設置会社の取締役会は、内部統制システムに関する基本方針の決定が義務付けられた。

しかし、内部統制システムを構築している場合でも、取締役及び監査役がリスクを発見できず、監視義務違反の責任を問われることがある。そこで、会社に内部統制システムが存在している場合に、取締役及び監査役ほどの程度の監視・監督をしていれば、その監視義務を果たせたと言えるかが問題となる。

本研究は、この問題に関しての手がかりを得るために、米国会社法における監視義務違

反の責任が問われた裁判例の調査を行った。その結果、以下の①～③が米国の判例法理において確立されていることが明らかになった。米国においては、①取締役は内部統制システムのような、合理的な情報収集と報告のシステムを全く構成していない、「義務の完全な懈怠」が認められる場合は、誠実さの欠如（誠実義務に違反する）と言え、監視義務違反の責任を負う。②合理的な内部統制システムを構成・運用していれば、特に疑念の根拠がなければ、取締役は違法行為を見つけるために、例えばスパイ制度を導入・運営する義務はない。③内部統制システムの具体的な詳細さの程度そのものは、経営判断の問題である。このように、米国では、取締役及び監査役に完全な義務の懈怠が認められる場合を除き、監視義務違反の責任の認定についてはゆるやかなのである。

さらに、前述①においては、「誠実さの欠如（誠実義務違反）」が監視義務違反の責任を発生させるための要件であるが、誠実義務の内容についてはこれらの判例の中では明らかにされていない。そのため、監視義務違反の責任が問われた裁判例に限らず、誠実義務が言及されたその他の裁判例についても調査する必要がある、今後の課題としたい。

**研究テーマ：オーストラリアにおける  
株式会社のガバナンスに  
対する行政機関の監督に  
ついて—オーストラリア  
証券投資委員会の役割—**

平成国際大学 専任講師

**林 孝宗**

キーワード：コーポレートガバナンス、オーストラリア、株式会社、会計監査人、会社法

オーストラリアのコーポレートガバナンスについて、行政機関であるオーストラリア証券投資委員会〔Australian Securities & Investments Commission、以下ASICという。〕の役割を中心に研究してきた。その中でも、ASICと会計監査人との関係を中心に研究している。現時点では、ASICが、証券市場の保護を目的として、直接・間接的に会計監査人を規制していることを明らかにした。たとえば、ASICは、下部組織

である会計監査人及び会社清算人懲戒審議会を通じて、問題のある会計監査人に対して資格剥奪処分等を課している、また、ASICは、制定法上の会社調査権を行使した後に、会計監査人に会社に対する損失填補命令を課しており、債権者や投資家に代わって会計監査人に責任遺及していることも明らかとなった。そして、ASICが会計監査人を責任追及することは、会社調査権の行使などによって当事者間の情報格差を是正することが容易であり、公平性を配慮した訴訟が進められるメリットがある一方、民事紛争に公的機関が過度に干渉してしまう危険性が指摘されていることも分かった。その成果は、林孝宗「オーストラリア法における会計監査人の責任とエンフォースメント—オーストラリア証券投資委員会との関係を中心に」月刊監査研究43巻1号46頁以下（2017年）に公表している。2016年から現在の平成国際大学に転籍したことで、研究計画の1つであるオーストラリアでのインタビューが延期されている現状から、1年の研究期間延長をお願いしたい。